

山梨県心身障害者自動車燃料費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者が使用する自家用自動車（リース契約により使用する自動車を含む）の燃料費の一部を予算の範囲内において助成することにより、障害者の生活の利便と環境の拡大を助長し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 山梨県内に居住し、自動車税、軽自動車税（2輪のものを除く。以下「自動車税等」という。）の減免を受けている者、年度中途において減免の条件に該当し翌年度から減免を受けることができる者若しくは「リース自動車による心身障害者自動車燃料費助成に係る要領」において助成対象車両と定めている自動車を利用している者で、次の各号のいずれかに該当する心身障害者、又は当該心身障害者と生計を一にしている者とする。

(1) 身体障害者

- ア 身体障害者福祉法施行規則別表身体障害程度等級表の1級及び2級の者
- イ 恩給法別表第1号表の2の特別項症、第1項症及び第2項症の者

(2) 知的障害者

山梨県療育手帳交付規則第5条第1項第1号から第4号に規定する者

2 山梨県福祉タクシー事業実施要綱の2に定める福祉タクシー利用券の発券を受けた者は、対象としない。

(自動車燃料の種類)

第3条 助成を受けることができる燃料は、ガソリン及び軽油とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、1月から12月までの暦年を単位とする。

2 年の途中において、減免の条件に該当した場合は、減免申請の受理をした日の翌月から対象期間とする。なお、減免申請を受理した日が、月の初日の場合にあっては、その日の属する月から対象期間とする。

3 年の途中において、「リース自動車による心身障害者自動車燃料費助成に係

る要領」における助成対象となった場合は、要件を満たした日から対象期間とする。

4 年の途中において、障害者の死亡、障害程度の変更により減免又は助成の要件を欠いた場合には、その日の属する月まで対象期間とする。

(助成対象量)

第5条 1か月の燃料使用限度量を50リットルとし、この限度量にその期の自動車税等の減免を受けた月数、又は減免の条件に該当すると認められた月数のいずれかとリース自動車の助成要件を満たした月数の合計を乗じて得た量を助成対象量とする。

ただし、実際の燃料使用量がその助成対象量を下回った場合は、その実際の使用量を助成対象量とする。

(助成額)

第6条 助成額は、助成対象量（リットル）に40円を乗じて得た額とする。ただし、軽油を使用する自家用自動車については、助成対象量（リットル）に18円を乗じて得た額とする。

(助成金の請求)

第7条 助成を受けようとする者は、山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書（様式1）をその者の所在する地域を所管する保健福祉事務所長が別に定める期間中に当該保健福祉事務所長に提出するものとする。

(助成対象者台帳)

第8条 保健福祉事務所長は、関係市町村長及び県総合県税事務所長から助成対象者に係る自動車税等の減免措置者名簿及び自動車燃料費助成要件証明書交付者名簿の送付を受け、これにより山梨県心身障害者自動車燃料費助成対象者台帳（以下「助成対象者台帳」という。）を作成するものとする。

(請求書審査及び助成金の支払い)

第9条 保健福祉事務所長は、提出された請求書について、次により内容を審査のうえ助成金を4月末日までに支払うものとする。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳
- (2) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項
- (3) 自動車税等の減免決定通知書（所有車を対象車両とする者のみ）
- (4) 自動車燃料費助成要件証明書（家族運転によるリース自動車を対象車両とする者のみ）
- (5) 自動車リース契約書（リース自動車を対象車両とする者のみ）
- (6) 助成対象車両の直近のリース料金の支払いについて記された書類（リース自動車を対象車両とする者のみ）
- (7) 運転免許証（本人運転によるリース自動車を対象車両とする者のみ）
- (8) 誓約書（本人運転によるリース自動車を対象車両とする者のみ）
- (9) 前条による助成対象者台帳

（助成金交付対象者等の報告）

第10条 保健福祉事務所長は、助成金交付対象者等を決定したときは、別に定める日までに山梨県心身障害者自動車燃料費助成金交付対象者数及び助成額調書（様式2）によって、助成金交付対象者数等を障害福祉課長に報告するものとする。

（書類の整備）

第11条 保健福祉事務所長は、助成金に係る支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該支出等についての証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成金支払い終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備・保管しておかなければならない。

（助成金の返還）

第12条 助成金を不正の手段によって受けた者があるときは、保健福祉事務所長は、当該助成金をその者から返還させることができ、以後その者に対しては助成を行わないものとする。

（調査）

第13条 保健福祉事務所長は必要があると認めるときは、助成対象者に対し、当該職員による質問・調査をさせることができる。

付 則

昭和４９年度の助成期間は、昭和４９年１１月１日からとする。

この要綱は、昭和４９年１１月１日から施行する。

昭和５４年 ４月１日 一部改正

昭和５５年 ３月１日 一部改正

平成 元年 ４月１日 一部改正

平成１１年 ４月１日 一部改正

平成１３年 ４月１日 一部改正

平成１５年１０月１日から適用する

ただし、平成１５年度においては、第３中「１月から１２月まで」とあるのは、「３月から１２月まで」とする。

平成１８年 ４月１日 一部改正

平成３１年 ３月２７日 一部改正

この要綱は、令和４年１１月１日から施行し、令和４年１月１日から適用する。

この要綱は、令和７年９月３日から施行する。